

令和4年度 第2回行財政改革推進委員会 会議録（要旨）

- 1 日 時 令和4年7月29日（金） 18:00～19:43
- 2 場 所 旭川市総合庁舎議会棟第2委員会室
- 3 出席者 大森委員，奥山委員，佐々木委員，長谷川委員，宮崎委員，靱岡委員
（事務局）総務部行政改革課 片岡部長，小山次長，及川課長補佐，水沢，會津
総合政策部財政課 小澤課長，今田主査，松友主査
（所管課）子育て支援部こども育成課 高嶋課長補佐，斉藤係長，山方，松尾
土木部土木管理課 山田課長，秋葉係長，藤田主査
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 会議資料

次第

資料 1-1 令和4年度行政評価詳細シート（施設等利用費給付事業）

資料 1-2 幼児教育・保育の無償化に関するリーフレット

資料 2-1 令和4年度行政評価詳細シート（買物公園自転車対策事業）

資料 2-2 自転車の放置の防止に関する条例施行のリーフレット

（参考）買物公園の写真（平成25年度以前と令和4年度の比較）

6 議事要旨

(1) 令和4年度行政評価について

委員から「生活保護適正実施推進事業」及び「広域行政推進事業」を評価対象に追加する提案があった。各委員が了承したため，計12事業を評価対象とすることとした。

ア 施設等利用費給付事業

(7) 説明・質疑応答

所管課から資料に基づき説明した後，質疑応答。概要は次のとおり。

（委員）

子どもの一時預かりは突発的なものと思うが，対応する人員体制は。

（所管課）

10人／日を定員とし，その受入れが可能な人員を配置している。定員を超える場合は受け入れられない。

（委員）

アウトプットは施設等利用給付に係る子どもの数 1,683 人とある。これは申請書を提出して認定された子の人数か。対象となり得る子のうち、申請していない又は認定されていない子はもっと多いのか。3 歳児から 5 歳児までの人数はどれほどか。

(所管課)

各制度の対象となる子の正確な人数は園だけが把握している。例えば、一時預かり事業には幼稚園型のほかに一般型もあり、幼稚園等に通っていない子も対象となるため、全てを把握することは困難である。3 歳児から 5 歳児までの人数は約 6,000 人で、利用できる可能性がある子は最大で約 6,000 人いると言える。

(委員)

令和 7 年度までに業務システムの標準化が必要とのことだが、オンライン化のメリットは。また、デメリットとその対策は。

(所管課)

データで申請された内容が業務システムに流し込まれるメリットがあるが、申請内容を確認したり、個別に修正して更新する手間が増えるのであればデメリットが大きい。保育が必要な理由は、妊娠出産、共働き、パートなど保護者ごとに異なることから、申請内容の確認や修正を要するケースが多いと見込まれるが、現行の業務システムでは修正の際には業務システムの画面移動にも時間がかかってしまう。メリットの拡大とデメリットの縮小が必要。

(委員)

国が決めたものに業務システムの仕様に沿って進むようだが、使い勝手を工夫する余地がないということか。

(所管課)

まだ標準化の全体が示されていないため分からない。例えば、ぴったりサービス等で申請されたデータがどのように業務システムに連携するか考えるなど、工夫の余地があると思う。

(委員)

実際に制度を使っているのは 1,683 人。使えていない人が多いのは、保育の認定の基準が厳しいのか、周知に問題があるのか。

(所管課)

6,000 人のうち保育園や認定こども園に通年通っている方は、別の制度の対象となる。現在、旭川市には待機児童がおらず、認可保育所や認定こども園の定員を考えると、無償化の対象となる児童については、ほぼ無償化の適用がされていると思われる。

(所管課)

市が施設にリーフレットを配布し、施設が保護者に周知している。特に幼稚園では、新入生の説明会で必ず配布・説明して申請をとりまとめるなど周知に努めている。申請した子に兄弟姉妹がいる場合は、上の子の申請が漏れていないかなどを確認し、園に伝えている。

(委員)

例えば、転入・転出・転居した方に漏れなく案内するなど、効率的運用やサービス向上に努めてほしい。

(所管課)

標準化された業務システムや手続のオンライン化が進んでいけば、保護者の手続の一般的な入口になっていく。スマートフォンでも手続ができるようになっていけば使いやすくなっていくと思う。しかし、添付書類をどうするかなどの課題がある。

(委員)

インプットのうち市の一般財源部分について、固有のものはあるか。

(こども育成課 松尾)

全体として、概ね国が1/2、北海道が1/4、市が1/4である。

(委員)

電子申請を進めるということは、保護者がスマートフォンで入力して申請することか。パソコン等を所有していない方への配慮はどうか。

(所管課)

一定期間、紙とオンラインのいずれの方法にも対応する必要がある。

(委員)

旭川市は合計特殊出生率が全国平均より低い。安心して子どもを生み、育てることができる環境を整えることは重要である。

(所管課)

全国と比較して子どもの人口割合が低いので、安心して子育てできる環境を目指していく。

(イ) 評価検討

(委員)

国が業務システム標準化などを進めており、現在は過渡期と考えられる。

(委員)

どうすれば子どもが住みやすい社会になるのか。少子化対策の重要性を改めて認識した。

(委員)

業務システム標準化やオンライン化については、やらなければいけないと決まっているのであろう。重要なのは、いかに上手に使うのかだ。

(委員)

オンライン化はデメリットが大きいとの説明があったが、市の職員の立場からしか考えていない。単純に考えて、市民にはメリットがあるので推進すべきだ。添付資料をどうするかが課題との説明もあったが、国の電子申告やコロナ対策業務では既に画像添付が認められている。行政手続のオンライン化は、スマートフォン利用者の利便性を高める。国の動向に合わせる必要があるが、積極的に検討して、不具合等があれば国に申し出ることが市民の皆さんの役に立つことに繋がるのではないか。

(委員)

税務関係のオンライン化が進んで随分と便利になった実感がある。利用者の目線からサービスを考えれば、進めていくべきでないか。

(委員)

利用者の立場に立てば、手続のオンライン化を進める上では、スマートフォンで利用しやすいサービスにすることが重要である。旭川市の待機児童がない状況を継続しながら、こうした取組により安心して子育てできる環境づくりを進めて欲しい。

イ 買物公園自転車対策事業

(ア) 説明・質疑応答

所管課から資料に基づき説明した後、質疑応答。概要は次のとおり。

(委員)

保管期間はどの程度か。

(所管課)

6か月。防犯登録から所有者が判明すれば引き取りに来てもらうが、6か月経過すれば旭川市の財産に帰属し、防犯登録を解除する。

(委員)

市に帰属した後はどうなるか。

(所管課)

鉄くずとして入札により売却処分している。

(委員)

6か月保管して市の所有物になる根拠は法律か。

(所管課)

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律による。

(委員)

昨年の自転車撤去は218台。撤去台数は減少傾向か。

(所管課)

平成27年度の撤去台数は400台以上であったことから、減少傾向にある。

(委員)

委託料を減らしてラックを増やす計画はあるか。

(所管課)

状況に応じ人員を見直すことで費用を削減してきた。放置自転車に札付けや撤去をする人員は、H27年度の6人からR4年度の2人まで減らした。駐輪スペースの確保も検討している。

(委員)

自転車放置者の9割が高校生とのことだが、対策として学校での周知はしているか。

(所管課)

放置自転車に貼ってあるステッカーから高校生が多いと認識している。対策として、高校でリーフレットを配布しているほか、街頭でティッシュを配布して啓発している。

(委員)

買物公園以外の場所は規制があるのか。

(所管課)

規制対象区域は条例で定めており、その他の場所は規制していない。

(委員)

駅前の放置自転車をなくすなどの考え方は理解できた。一方で、自転車はレンタサイクルなどにも使われている。撤去した自転車の有効活用を考えることも重要と思う。

(所管課)

以前検討したが、撤去自転車を再利用するためには安全性を担保しなければならず、1台当たりに要する費用が高いため困難であった。しかし、そうした活用は検討していきたい。

(イ) 評価検討

(委員)

平成25年度以前と令和4年度の写真を比較すると、改善が進んでいる。それに合わせて人員も見直しているのであれば、うまく運用できていると感じた。

(委員)

6人体制から2人体制に縮小しながら良い状態にしてきている。継続してほしい。撤去自転車の活用も重要だが、安全性を重視すれば鉄くずとしての利用しかないことも妥当である。

(委員)

放置してある自転車は、古い物が多いのでは。活用できれば理想的だが、難しいかもしれない。

(委員)

この事業だけを見るのではなく、潜在的な観光資源を掘り起こす視点などをもち、様々な施策・事業が連携を図ることが重要。例えば、逆の発想で買物公園の一部を自転車通行可能にするなどの発想もあり得る。

(委員)

「旭川ここはれて」ができて変わるかもしれないが、若い人の流れは、駅から4条通まで多く、5条通から少ない印象がある。買物公園の幅があれば、自転車専用レーンを設けて安全に配慮しながら通行することができると思うので、こうした検討もあり得るかもしれない。

(事務局)

旭川市は3月に自転車活用推進計画を作っており、自転車活用の方針をもっている。自転車通行空間については、早期に連続性を確保するため「車道混在(矢羽根型路面標示)」の整備を進めている。また、平成29年4月には「あさひかわサイクリングマップ」を作成するなど、自転車活用施策も進めているところである。